

政府は2026年3月13日 国家情報会議と国家情報局の設置を柱とする法案を閣議決定し、「スパイ防止法」制定に向けた準備を開始した。「スパイ防止法」は、7月17日までの特別国会での大争点になる。この時期にあたり、ジャーナリストの吉田敏浩さんは、昨年12月8日の宮澤弘幸「不当弾圧抗議墓参」を取材し、「スパイ防止法」に警鐘を鳴らす記事を執筆・配信した。吉田さんの了解をいただいて、全文を紹介する。昨年12月に発行した『「12月8日」を記憶し続ける』を参考にして、「スパイ防止法」阻止のために、理解を深め、行動する参考にしていただきたい。

「スパイ防止法」は市民監視法になる

(2026年3月2日～6日、9日～13日、16日～19日にYahoo ニュースとアジアプレス・ネットワークに掲載)

吉田敏浩（よしだ・としひろ）1957年、大分県出身。ジャーナリスト。著書に『ルポ・軍事優先社会』（岩波新書）、『「日米合同委員会」の研究』（創元社）、『横田空域』（角川新書）、『昭和史からの警鐘』（毎日新聞出版）



「スパイ防止法反対」の横断幕を掲げ、声を上げる市民有志ら（2026年1月23日撮影）

（写真はすべて筆者・吉田敏浩撮影）

(1) 「もの言えぬ」時代を再来させてはいけない

今年2月8日の衆議院選挙で自民党が「高市人気」に便乗して大勝し、1955年の結党以来、最多の316議席を獲得した。自民党単独で衆議院の全議席の3分の2を占める。今後、高市早苗首相の独善的な政権運営がエスカレートし、自民・維新政権が力を入れる「スパイ防止法」制定に向けた危うい動きも加速するにちがいない。

◆国会議事堂へと響く「スパイ防止法反対」の声

政府は今夏、「スパイ防止法」に関する有識者会議を設け、法案の具体的な議論を始める見通しである。その議論と与党の提言を踏まえて、いまの特別国会の次の国会以降に法案提出を目指すという（『朝日新聞』2026年2月17日朝刊）。

「スパイ防止法」は政府による国民・市民監視につながり、「表現・言論・結社の自由」と「知る権利」、「報道の自由」、プライバシーの侵害などをもたらす。その根底には、戦争反対の声を封じて、日本をふたたび「戦争をする国」に変えようとする狙いが秘められている。

自民・公明連立政権下で特定秘密保護法の制定、盗聴法（通信傍受法）の改正（盗聴対象の拡大など）、共謀罪を新設した改正組織犯罪処罰法の制定、土地利用規制法や重要経済安保情報保護活用法や能動的サイバー防御法の制定など、「知る権利」を侵害し、国民・市民監視を強める一連の国家秘密法制と治安立法の強化がなされてきた。自民・維新連立の高市政権がもくろむ「スパイ防止関連法制」も、その延長線上にあり、戦争体制づくりの一環である。

今年1月23日、通常国会の冒頭で、高市早苗首相はあからさまな自己中心の権力拡大の思惑と党利党略から衆議院解散、総選挙に打って出た。その日、正午、国会議事堂そばの衆議院第2議員会館前の路上では、高市政権が法案提出を図る「スパイ防止法に反対！」と唱える市民有志らの声が響いた。

市民団体「『秘密保護法』廃止へ！実行委員会」と「共謀罪 No!実行委員会」共催の、「1・23大義なき解散許すな！戦争する国反対！国家情報局・スパイ防止法反対！国会開会日行動」である。

突然の衆議院解散で急な催しとなったためか、参加者は主に高年齢層の男女数十人と多くはない。だが、高市政権のもと大軍拡・軍事費（防衛費）膨張による戦争体制づくりが加速し、排外主義的な空気も広がりを見せるなか、一人ひとりの訴えからは、「スパイ防止法」が政府による国民・市民監視に使われ、憲法が保障するプライバシーと「知る権利」と「表現・言論・結社の自由」を脅かして、政府批判を封じることへの強い危惧の念が伝わってきた。

「戦前・戦中の軍機保護法、国防保安法、治安維持法といった国家秘密法制や治安立法が、人びとの自由を奪った『もの言えぬ』時代を再来させてはいけません」と、歴史の教訓を踏まえて、「スパイ防止法」への危機感を語る言葉が耳に残った。

◆「スパイ防止法」制定に前のめりの高市政権

高市首相は衆議院解散の理由を述べる記者会見（1月19日）で、「インテリジェンス・スパイ防止関連法制の制定」と「国家情報局の設置」が急務だと強調した。すでに昨年10月、自民党と維新の会は「連立政権合意書」に「インテリジェンス政策」の項目を設け、「インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等）」について、「検討を開始し、速やかに法案を策定し成立させる」ことを掲げている。

「スパイ防止法」を制定すべきと唱える側がよく持ち出すのは、「日本は外国による諜報活動が非常にしやすいスパイ天国だ」という主張である。

しかし昨年8月、山本太郎参院議員（れいわ新選組）が提出した、「日本はスパイ天国」という評価について政府の考えを質す質問主意書に対し、当時の石破茂内閣は、政府は「外国情報機関」の「情報収集活動」への防諜（スパイ防止）対策の強化を重視し、「違法行為の取締りの徹底等に取り組んで」おり、日本が「各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家であるとは考えていない」という答弁書を閣議決定し、「日本はスパイ天国」との言説を否定した。

それは、特定秘密保護法、重要経済安保情報保護活用法、日米地位協定に伴う刑事特別法、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MS A秘密保護法）など、各種の国家秘密法制や国家公務員の守秘義務も定めた国家公務員法、自衛隊員の守秘義務も定めた自衛隊法がすでに存在するからだろう。

これらによって、防衛、外交、スパイ（「特定有害活動」）防止、テロ防止、安全保障に影響のある経済情報、米軍の軍事機密などに関する情報の漏洩、脅迫・窃取などの不正行為による取得、漏洩や取得の共謀・教唆・扇動、探知などの行為を罰則付きで取り締まる防諜体制もできている。

これら各種の国家秘密法制は、政府の情報統制と国民・市民監視につながり、「知る権利」と表現・言論の自由を侵害するなど、問題だらけの法制度だが、政府の立場からはスパイ防止に有効と見なされていることが、前出の石破内閣の答弁書からはわかる。

したがって、各種の国家秘密法制に新たに「スパイ防止法」を加えなければならない立法事実（法律を制定しなければならない前提、根拠となる社会状況などの事実）があるとはいえない。しかし、自民・維新連立の高市政権は「スパイ防止法」制定に前のめりだ。その狙いはどこにあるのだろうか。

（２）戦争反対の声を封じ、排外主義を煽る「スパイ防止法」

すでに特定秘密保護法や重要経済安保情報保護活用法など各種の国家秘密法制、国家公務員法・自衛隊法の守秘義務規定が存在するにもかかわらず、なぜ高市政権は新たに「スパイ防止法」の制定を目指すのだろうか。その狙いは何か。

◆国民・市民監視につながる「外国代理人登録法」

まだ高市政権による「スパイ防止法」の法案が提出されていないので、具体的な条文がどうなるかはわからない。だが、自民党と維新の会の「連立政権合意書」の「インテリジェンス・スパイ防止関連法制」の項目に、「外国代理人登録法」とあるのが、まず目をひく。政府は今夏、「スパイ防止法」の法案づくりに向けて有識者会議を設け、具体的な議論を始める見通したが、高市政権内ではこの「外国代理人登録法」などの整備（制定）が想定されているという（『朝日新聞』2026年2月17日朝刊）。

維新の会の安全保障調査会「インテリジェンス・スパイ防止法タスクフォース」が、昨年10月に発表した『「インテリジェンス改革」及び『スパイ防止法』（仮称）の策定に関する中間論点整理』によると、「外国代理人登録法」制定の目的は、「防諜体制強化」であり、「外国政府並びに外国の組織及び企業等の利益のために、国内で政治的又は宣伝的な活動を行う者を透明化すること」だという。そして、次のように具体的な構想を述べる。なお「防諜体制」とはスパイ防止体制のことだ。

「国内で活動する『外国の利益を代表して活動する者（外国代理人）』は、政府の所定機関に登録し、活動内容及び資金の出所等を報告する義務を負い、それらは公開される。当該義務等に違反した場合の刑罰を定める」このような維新の会の「外国代理人登録法」構想は、法案策定の過程で自民党側ともほぼ共有されるとみられる。現に自民党の小林鷹之政調会長は昨年10月30日の記者会見で、「スパイ防止法の制定を念頭

に、外国勢力やその代理人が日本国内で情報収集活動をする場合に登録を義務付ける制度が必要との考え」を示し、「米英両国の外国代理人登録法に触れ、『外国勢力の情報収集活動を国民の監視下に置くルールがあつてしかるべきだ』と述べた」（『共同通信』2025年10月30日）。

また自民党と足並みをそろえるように「スパイ防止法」制定に積極的な国民民主党と参政党も、それぞれ昨年臨時国会に「インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案」や「防諜に関する施策の推進に関する法律案」を提出し、それらのなかに「外国代理人登録法」と同様の趣旨の「外国による不当な影響力の行使の防止のための措置等」や「外国から指示等を受けた者が行う活動の透明性を確保するための制度の創設」といった条文案を盛り込んでいる。

◆戦争反対の声を封じる「スパイ防止法」

しかし、「外国代理人」とは「外国政府並びに外国の組織及び企業等の利益のために、国内で政治的又は宣伝的な活動を行う者」すなわち「外国の利益を代表して活動する者」という定義は、非常に曖昧である。政府当局の判断でいかようにも拡大解釈できる危うさがあり、恣意的に運用されるおそれがある。「外国代理人」は外国人に限定されず、日本人も含むとみられる。そもそも「外国代理人登録法」を制定しなければならない立法事実（維新の会が定義する「外国代理人」に該当する者のスパイ活動、情報収集活動などが明らかになったという事実）があるのか。制定を目指す根拠そのものが疑わしい。国家秘密法制の問題に詳しい海渡雄一弁護士（秘密保護法対策弁護士団共同代表）は、昨年12月16日に参議院議員会館で開かれた、「第3回スパイ防止法を考える市民と超党派の議員の勉強会」での講演、「戦争の危機の深まりの中で、スパイ防止法は戦争反対の声を封ずる凶器となる」において、「スパイ防止法」制定の狙い、その危険性について次のように指摘した。

「2013年の第2次安倍政権による特定秘密保護法の制定以来、市民の情報を国家が収集管理し、国家の秘密を拡大し、その漏洩に厳罰を科す仕組みの整備が進んできました。この戦争体制のための国づくりの総仕上げがスパイ防止法です」「スパイ防止法の本質とは何か。武器輸出禁止の国は変わるなかで、日本の経済そのものが軍事化していく、軍需産業を経済の根幹にしていく過程が始まっています。スパイ防止法によって、政府批判や戦争反対の活動が犯罪として取り締まられるおそれがあります」「スパイ防止法関連法制として『外国代理人登録法』、『外国勢力の活動登録法』といった名称の法律ができれば、外国人と交流することそのものが犯罪として位置づけられる可能性があるのです。たとえば日本人と中国人が交流を通じて日中の戦争が起きないように努力をしようという活動が、そこで何か重大な情報が洩れなくても、政府に登録されないでおこなわれていると、犯罪にされてしまうおそれがあります」「市民団体が海外の市民団体と連携していると、『外国勢力』と見なされて監視対象にされかねません。日本の市民と（仮想敵国の）外国の市民の交流を（スパイ活動視して）監視し、交流できなくすることで、敵対関係を煽り、排外主義を煽る狙いが秘められているわけです。それは戦争をすることのイロハ、初歩といえます」

◆「集会・結社・表現の自由」が侵害されるおそれ

昨年11月の国会での高市首相の「台湾有事・存立危機事態」発言以来、反発する中国との関係が緊張し、悪化するなか、インターネット上を中心に中国敵視の排外主義的な風潮も広がりを見せる。中国との融和・信頼醸成を唱える政治家や言論人などに対し「媚中派」とレッテルをはり、悪罵を浴びせる言説が繰り返され、政府批判をする人間を「反日分子」と中傷する言葉もネット上を飛び交う。

SNSには「スパイ防止法に反対する奴はスパイ」、「中国の手先」といった悪意の個人攻撃も書き込まれている。

そうした偏狭な排外的空気、社会分断の風潮がはびこるなか、スパイ防止の名目で「外国代理人登録法」などが制定されたら、「日中友好」や「日中不再戦」などを唱える市民団体、NGO、NPO、公益社団法人などの

民間団体やそのメンバーが、あるいは団体に属さない個人も、「外国の利益を代表して活動する外国代理人」すなわち「外国勢力」、「中国の手先」と一方的に決めつけられ、誹謗中傷されるおそれがある。

「外国代理人登録」の圧力がかければ、前出の自民党・小林政調会長の「監視下に置く」という言葉どおりに、市民が監視対象、取り締まりの対象にもされかねない。インターネット・SNSを中心に、「外国勢力」と内通する「非国民」などとレッテルがはられ、白眼視されて社会的排除の対象とされ、活動を委縮させられる事態も起こりうる。まさに憲法が保障する「集会・結社・表現の自由」（第21条）が侵害されるおそれがある。

(3) 不戦・平和のための国際連帯を妨げる「スパイ防止法」の狙い

高市政権は「スパイ防止法」（その実態は国民・市民監視法）の制定を目指している。自民党と維新の会の「連立政権合意書」にある「スパイ防止関連法制」のひとつ「外国代理人登録法」には、日本の市民が不戦・平和のために外国の市民と交流を深め、国際連帯を築こうとするような運動を、「外国勢力」と内通する動きと見なして監視下に置き、排外主義を煽って社会的に孤立させる狙いも秘められているのではないか。

◆大軍拡・戦争準備に反対する市民団体からも危惧の声が

本連載(2)で述べたように、維新の会は「外国代理人」を「外国政府並びに外国の組織及び企業等の利益のために、国内で政治的又は宣伝的な活動を行う者」と定義し、「政府の所定機関」への登録と、「活動内容及び資金の出所等」の報告を義務づけ、それに違反したら処罰する構想を示している。その構想は自民党も共有するとみられる。しかし、このような定義は非常に曖昧で、いくらでも拡大解釈でき、恣意的に運用されるおそれがある。国家秘密法制の問題に詳しく、「スパイ防止法」の危険性を説く海渡雄一弁護士（秘密保護法対策弁護士共同代表）が指摘するように、「たとえば日本人と中国人が交流を通じて日中の戦争が起きないように努力をしようという活動」が、政府当局に未登録で おこなわれた場合、「犯罪にされてしまうおそれ」がある。

そのような活動をする市民団体が「外国勢力と見なされて監視対象にされかねない」のである。市民の自由な活動が委縮させられ、憲法第21条「集会・結社・表現の自由」が脅かされることにもなる。実際、高市政権が進める敵基地・敵国攻撃能力を持つ長射程ミサイル配備など、専守防衛を逸脱し、中国を仮想敵国視する大軍拡・軍事費膨張の戦争準備に反対する市民団体からは、「スパイ防止法」に対する危惧の念が示されている。

台湾有事に自衛隊が米軍とともに軍事介入し、沖縄はじめ日本も戦場となり、かつての沖縄戦のように民間人にも被害が及ぶことを憂慮する沖縄の市民団体、「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」共同代表で、沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガンマファイア」代表でもある具志堅隆松さん（72歳）は、「『スパイ防止法』について大変心配しています」と述べる。そして、同会が取り組む日本と中国の市民どうしの対話、相互理解を通じた不戦・平和のための国際連帯にふれたうえで、「スパイ防止法」がそのような取り組みを妨げるのではないかと、次のように懸念と反対の意思を表した。

◆不戦・平和の国際連帯までもスパイ活動視されかねない

「台湾有事が起きたら沖縄はじめ日本も戦場となります。その戦争の危機が高まっています。私たち『ノーモア沖縄戦 命どう宝の会』はなんとしても戦争を回避したいと思い、一昨年から中国・上海の『グローバルサウス学術フォーラム』（華東師範大学などが主催する国際学術交流協力プラットフォーム）と交流を続

けてきました。戦争を回避するためには、日本と中国の市民の対話を通じた国際連帯が必要だと思うからです」

その一環として今年1月、「グローバルサウス学術フォーラム」とアジア・アフリカ・南米などに拠点を置く「三大陸社会研究所」などのメンバーが沖縄を訪れ、具志堅さんら「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」など沖縄の各市民団体のメンバーと、「中国・沖縄交流意見交換会～国境越えた不戦共同体の構築を」という集会を那覇市と宮古島市で開いた。「中国と沖縄の市民らが対話を通じて相互理解」を深め、「軍事的な対立ではなく、相互理解に基づいた平和的關係」を築くことの「重要性を再確認し、今後も交流を継続していくことで一致した」という（『宮古新報』2026年1月14日）。

「『スパイ防止法』（その関連法制の「外国代理人登録法」）が制定されてしまったら、このような不戦・平和のための国境を越えた交流・連帯が、スパイ活動視されて、取り締まりの対象となり、妨げられるおそれがあります。法案はあたかも『国民のためになるものであって、市民団体を弾圧するものではない』という装いで出てくると思われます。しかし、それに惑わされず、背後にある狙いをしっかりと見抜かなければなりません。弊書を指摘し、反戦平和運動に対する抑圧を許さぬよう、『スパイ防止法』をなんとしても止めたいです」このように力説する具志堅さんは、「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」も加入する「戦争止めよう！沖縄・西日本ネットワーク」（以下、「沖西ネット」）の共同代表も務める。「沖西ネット」は沖縄と西日本各地の計38の市民団体に構成され、自衛隊のミサイル部隊配備、新基地や弾薬庫の建設、民間空港・港湾・道路の軍事利用、米軍基地の強化など、大軍拡・軍事費膨張の戦争準備に反対する取り組みを各地で進めている。



（左）陸上自衛隊湯布院駐屯地（大分県）の正門前で、第8地対艦ミサイル連隊の発足式典に抗議するスタンディングをおこなう市民団体のメンバーなど（2025年3月30日撮影）

（右）参議院議員会館で開かれた、「戦争止めよう！沖縄・西日本ネットワーク」による対防衛省交渉の席で発言する具志堅隆松さん（2026年1月26日撮影）

（4）「安保3文書」による大軍拡・戦争体制づくりと「スパイ防止法」

高市政権のもと大軍拡と軍事費膨張の戦争準備が進む。それに対して「戦争の加害者にも被害者にもなりたくない」と反対の声を上げる市民運動が全国各地で取り組まれている。日本と中国の市民どうしの交流、対話を通じた不戦・平和のための国際連帯の試みもその一環である。しかし、「スパイ防止関連法制」の「外国代理人登録法」が制定されたら、そうした国際連帯にスパイ活動の疑いがかけられ、市民団体などが監視下に置かれるおそれがある。

◆戦争の加害者にも被害者にもなりたくない

大軍拡・軍事費膨張の戦争準備に反対する取り組みを各地で進める市民団体「戦争止めよう！沖縄・西日本ネットワーク」（以下、「沖西ネット」。沖縄と西日本各地の計 38 の市民団体で構成）は、昨年 2 月 22 日の「結成宣言」で、沖縄、奄美、九州を中心に西日本から全国へと自衛隊基地など軍事拠点が拡大し、米軍・自衛隊・NATO 諸国軍の中国を「仮想敵」とする合同軍事演習が、日本各地と周辺海空域などで繰り返され、「中国包囲網」が築かれている実態を指摘した。

そして、「この国は、アジアの国々・人々への侵略・植民地支配の責任に向き合うことなく、また自国の戦争被害者に対する責任も放棄したまま、新たな戦争体制づくりを急スピードで行っている」と警鐘を鳴らした。「私たちは戦争の加害者にも被害者にもなりたくない」と訴え、不戦・平和のために「連帯し、市民の共同の力で『国家による戦争』を止める」ことを呼びかけた。

不戦・平和のために「市民が連帯」する方法として、沖縄の市民団体「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」共同代表の具志堅隆松さん（72 歳）は、「沖西ネット」のような「国内連帯」と、本連載（3）で述べた同会と中国の「グローバルサウス学術フォーラム」の交流のような国境を越えた「国際連帯」を挙げる。「沖西ネット」をはじめ、全国各地で大軍拡・軍事費膨張の戦争準備に反対する市民団体の集会では、「不戦・平和のためには、軍拡ではなく平和外交による緊張緩和と信頼醸成こそが必要」という意見がよく出される。しかし、政府は平和外交の努力に後ろ向きで、軍事偏重の安全保障政策に固執している。

◆日本の最前線化・戦場化を想定した「安保 3 文書」による大軍拡

政府は 2022 年 12 月に岸田文雄政権（当時）が閣議決定した「安保 3 文書」（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）にもとづき、「専守防衛」を逸脱して、他国を先制攻撃もできる長射程ミサイル（射程 1000～3000 キロ）の導入など、敵基地・敵国攻撃能力の保有を柱とする大軍拡を進めている。長射程ミサイルによる敵基地・敵国攻撃能力の保有を、政府は「反撃能力の保有」と言い換えて、その目的を「抑止力の向上により国民の生命と平和な暮らしを守るため」と説明し、正当化する。

しかし、「抑止力の向上」を大義名分に軍拡を進めれば、仮想敵国とされた側はそれを脅威と見なし、対抗して軍拡を進める。相互に抑止を掲げながら結果的に脅威を与え合い、軍拡競争を招いて緊張と対立を煽り、抑止どころかかえって戦争を誘発するリスクが高まる。これを「安全保障のジレンマ」という。

高市首相は昨年（2025 年）11 月 7 日の衆議院予算委員会で、中国が台湾を海上封鎖して戦艦（軍艦）が武力行使した場合、集団的自衛権の行使が可能な「存立危機事態」になり得るケースだという危うい答弁をした。それは、中国が日本を攻撃してもいないのに、自衛隊が米軍とともに参戦し、中国に戦争を仕掛けることを意味する。そうなれば中国からの反撃を受け、全面戦争にエスカレートし、破滅的な戦禍を招き寄せることになる。「相互不可侵、紛争の平和的解決、武力や武力による威嚇の不行使」などを定めた日中平和友好条約（1978 年）を、日本側から破ることもなる。戦後、首相が具体的な国名を挙げて参戦の可能性を口にしたのは前代未聞で、危険きわまりない見解である。高市首相は発言を撤回すべきなのだが、かたくなに拒み、反発する中国との関係を緊張させ、悪化させている。

浜田靖一防衛大臣（当時）は 2023 年 2 月 6 日の衆議院予算委員会で、政府が「存立危機事態」における集団的自衛権の行使を決定し、自衛隊がミサイルなどで敵基地を攻撃した場合、「事態の推移によっては他国からの武力攻撃が発生し、被害を及ぼす可能性がある」ことを認めた。まさに政府は、日本がアメリカの戦争に加担した結果、戦禍が日本に及ぶことも想定しているのである。昨年 3 月、米トランプ政権のヘグセス国防長官は中谷元防衛大臣（当時）との会談後の共同記者会見で、台湾有事を念頭に「西太平洋におけるあらゆる有事に直面した場合、日本は最前線に立つことになる」と断言した（『朝日新聞』2025 年 3 月 31 日朝刊）。

まさにアメリカは日本に戦争の覚悟を求めて、対中国戦の矢面に立たせ、戦火に巻き込むことも計算に入れ、中国の台頭を抑え込む戦略を立てている。日本全土が戦場となって戦禍を被り、犠牲を強いられ、アメリカの戦略の捨て石にされるおそれが高まる。しかし、中谷大臣も、石破首相（当時）も、この発言に反対も抗議もしなかった。それは日本の最前線化すなわち戦場化と、国民・市民が犠牲を強いられることを黙認したに等しい。高市政権の大軍拡路線もその延長線上にある。



（左）衆議院第1議員会館で開かれた、「戦争止めよう！沖縄・西日本ネットワーク」による対政府交渉の席で、大軍拡・戦争準備反対を訴える同ネットワークのメンバー（2025年6月6日撮影）

（右）宮古島の陸上自衛隊駐屯地の12式地对艦誘導弾（ミサイル）を搭載する車両と自衛隊員（2023年12月5日撮影）

（5）「スパイ防止法」は戦争体制づくりの一環

政府は「抑止力向上」を唱えて、敵基地・敵国攻撃能力を持つ長射程ミサイルの配備など大軍拡と軍事費（防衛費）増額を進めてきた。しかし、そもそも抑止力は万能ではなく、政府もそれを前提に戦略を立てている。現に「安保3文書」の「国家防衛戦略」には、「万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻」が起きた場合も想定して対処すると記されている。

◆国民・市民の犠牲を計算に入れた戦争準備

だから政府は、「抑止が破れ」て戦争が起きる事態を想定し、核兵器、爆発物（ミサイルなど）、生物・化学兵器、高高度での核爆発による電磁パルス攻撃などに耐えられるよう、自衛隊基地の「強靱化」のため、司令部の地下化、施設の壁の強化などを進めている。この「強靱化」計画は日本全土の戦場化とその長期化を想定し、核戦争にまでも備えて、住民の被害をよそに自衛隊組織だけは生き残ろうとするものだ。国民・市民の流血と死、膨大な犠牲をあらかじめ計算に入れての戦争準備で、一種の棄民政策といえる。住民は見捨てられる。そもそも長射程ミサイルの配備などで抑止力が向上して戦争を防げるのなら、基地の「強靱化」など必要ないはずだ。

高市首相は今回の衆院選の結果を受けた2月9日の記者会見で、「ロシアのウクライナ侵略を教訓に、各国は無人機の大量運用を含む新しい戦い方、さらに一旦そういった事態が起きた場合に長期化する可能性が高いという想定のもと、長期戦への備えを急いでいます」と発言し、「安全保障政策を抜本的に強化」と述べた。衆議院選挙の街頭演説でも、長期戦に備えた「継戦能力」の強化を主張していた。

「長期戦への備え」とは、抑止力が破れて長期の戦争になることを前提にしたものだ。「継戦能力」とは、組織的戦闘を長期に継続できる能力を指す。しかし、その「長期戦」のなかでどれほどの戦禍、破壊と流血と死の惨状が日本全土に現出するか、その悲惨な戦禍・被害にどう対処し、救済するのかについて、高市首相は語ろうとしない。食糧もエネルギーも自給できず、貿易に依存する日本。海に囲まれ、ウクライナのように陸続きに他国へ避難もできず、国外から陸路での物資供給も受けられない国。戦争でインフラが破壊され、貿易・物流が途絶すれば経済も生活も成り立たず、生存できなくなる。海岸線に立ち並ぶ原発が攻撃され、破壊されたら破滅に瀕するリスクも抱える。とても「長期戦」などできる国情ではないのは明らかだ。それでも「長期戦」を辞さないというのであれば、国民・市民はかつての戦争国策標語「欲しがりません勝つまでは」の状態を強いられ、破局を迎えることになる。しかし、高市首相は「長期戦への備え」を繰り返すばかりで、予想される戦争被害と対処法、戦時の食糧・エネルギー・物資の供給の問題、原発の破壊リスクなどについて何もふれようとする。

台湾有事による対中国戦を想定した大軍拡と戦争準備の背後に、民間人も戦火に巻き込み犠牲を強いる棄民政策と悪夢の戦争シナリオが揺らめく。「抑止力向上」を唱えながら、それと矛盾する「長期戦への備え」で暗に戦争の覚悟を国民に迫る政府の恐るべき思惑。高市首相は衆院選後の2月9日の記者会見では、「長期戦への備え」を強調するばかりで、「抑止力向上」には言及しなかった。いつのまにか政府は戦争を大前提に軍拡路線を加速させようとしているのではないか。まさに戦争準備である。政府は国民・市民に戦禍が及べば、「やむをえない犠牲」「尊い犠牲」だったと位置づけて正当化を図り、責任逃れをするだろう。現在、戦争による民間人の被害に対する国家補償の制度はない。政府はアジア・太平洋戦争の空襲被害者など民間人被害について、「戦争という非常事態において国民は被害を等しく耐え忍ばなければならない」という「戦争被害受忍論」を主張し、国家補償を拒み続けている。ふたたび戦争被害が生じても同様の対応をするとみられる。

◆「もの言えぬ」空気と同調圧力に覆われてしまいかねない

このような国民・市民の犠牲も織り込みずみの、軍事力強化に偏った政府の安全保障政策に白紙委任をするわけにはいかない。政府は一向に取り組もうとしないが、戦争を避けるためには「平和外交による緊張緩和と信頼醸成こそが必要」なのである。その一環として、日本と中国の市民どうしの交流、対話、相互理解を通じた不戦・平和のための民間の国際連帯は、重要な意味を持つ。「安全保障は国の専管事項」という政府の主張に惑わされず、憲法前文「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう」に、国に白紙委任をしない主権者として国民・市民が、そうした取り組みをするのは当たり前のことだ。

しかし、そうした取り組みをする市民団体や個人などを、「外国勢力」と通じる「外国代理人」として白い目で見、スパイ活動の疑いをかけ、監視・取り締まりの対象としかねない「外国代理人登録法」、「スパイ防止法」なる法制度ができてしまったら、中国敵視の排外主義的な風潮に拍車がかかり、この社会は「もの言えぬ」空気と相互監視・密告の同調圧力に覆われてしまうのではないか。中国の脅威や排外主義を煽る政治家たちは、外敵をつくりだして国内の矛盾に対する国民の不満をそらし、自分たちの支持層を増やそうとする。「裏金問題」や「統一教会との関係」のような不正・スキャンダルから有権者の目をそらすためにも利用する。「スパイ防止法」には、戦争反対と政府批判の声を封じる狙いが秘められている。その制定の動きは、戦争体制づくりの一環にほかならない。「集会・結社・表現の自由」を脅かす「外国代理人登録法」、「スパイ防止法」を許してはならない。

(6) 「スパイ冤罪事件」を繰り返させてはならない

「スパイ防止法」制定の動きに反対する人たちの間では、「戦前・戦中の軍機保護法、国防保安法、治安維持法といった国家秘密法制や治安立法が猛威を振るい、人びとの自由を奪った『もの言えぬ』時代を再来させてはならない」との思いが共有されている。歴史の教訓を踏まえたその「スパイ防止法」への危機感から、いま強い関心を持たれているのが、アジア・太平洋戦争中に起きた、ある「スパイ冤罪事件」である。

◆「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」とは何か

それは1941年（昭和16年）12月8日の対米英開戦と同時に、特高警察（特別高等警察。思想・言論・社会運動などを取り締まり弾圧した）により、軍機保護法違反（軍事機密の探知とその漏洩〔漏洩〕）の容疑で検挙された、北海道帝国大学（現北海道大学）工学部学生の宮澤弘幸氏（当時22歳）と、同大学予科英語教師のアメリカ人夫妻、ハロルド・レーン氏とポーリン・レーン氏（当時ともに49歳）が、非公開の裁判でそれぞれ15年、15年、12年という重い懲役刑を科せられた事件である。3人は軍事機密の探知とその漏洩（漏洩）の罪を被せられた。だが、実際は軍事機密とはいえない根室・海軍飛行場の外観など些末な見聞、伝聞の事実を、特高警察によってスパイ行為に仕立て上げられたのである。アメリカ・イギリスとの開戦にあたって、防諜すなわちスパイ防止・取り締まりを名目に、国民監視・統制を強固にするための、見せしめとして厳罰に処せられたものだ。現在それは「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」と呼ばれている。

昨年12月16日に参議院議員会館で開かれた、「第3回スパイ防止法を考える市民と超党派の議員の勉強会」で、『「スパイ防止法」を許すな！「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を繰り返させてはならない』という冊子をもとに講演した、市民団体「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」事務局の福島清さん（毎日新聞活版0B、87歳）は、こう危機感を訴えた。「私たちはスパイ冤罪事件という国家権力犯罪に時効はないとの立場から、『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の真相を究明し広める取り組みを進めてきました。『スパイ防止法』が制定されたら、同じようなスパイ冤罪事件が引き起こされ、無実の罪におとしいられる新たな冤罪被害者が生み出されるおそれがあります」以下、同冊子にもとづき、いまあらためて振り返るべきこの「スパイ冤罪事件」の経緯をたどる。なおこの勉強会では、『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』の史実を掘り起こしたドキュメンタリー映画『レーン・宮澤事件 もうひとつの12月8日』（演出：秋元健一 企画制作：ビデオプレス 1993年）も上映された。

◆スパイ防止に名を借りた弾圧法制による一斉検挙

1941年（昭和16年）12月8日の対米英開戦に合わせて、全国の警察を統括する内務省警保局は、各地で特高警察を動員し、憲兵隊とも連携しながら、逮捕状なしで「外諜容疑者」の一斉検挙をおこなった。「外諜」とは外国のスパイを意味する当時の用語だ。逮捕状なしで検挙できたのは、当時の国家秘密法制のひとつ国防保安法にもとづき、軍機保護法関連の事件では、検事の専権で逮捕状なしの身柄拘束を可能にする刑事手続き上の特例措置があったからだ。スパイ防止に名を借りた弾圧法制としての本質が表れている。

内務省警保局外事課の内部文書『外事警察概況』には、「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し、綿密なる内偵を遂げつつありたるが、十二月八日午前七時以降、司法及憲兵当局と緊密な連絡の下に左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」との記録があり、スパイの疑いをかけられて検挙された者は、12月8日だけで111人、その後15人が追加され、全国で計126人に上った。そのなかに、北海道帝国大学（現北海道大学）関係者が7人いた。以下、敬称略で記す。宮澤弘幸 北海道帝国大学工学部学生 レーン夫妻と交流 ハロルド・レーン 北海道帝国大学予科英語教師 アメリカ人 ポーリン・レーン 北海道帝国大学予科英語教師 アメリカ人 渡邊勝平 北海道帝国大学工学部助手 レーン夫妻の知己 丸山護 日本ポリドール社員

レーン夫妻の知己 黒岩喜久雄 北海道帝国大学農学部・戦時繰り上げ卒業 レーン夫妻の知己 石上茂子(シゲ) 元レーン家女中 特高警察は、「敵性外国人」であるアメリカ人教師夫妻と、夫妻と親しい関係にあり交流していた日本人学生などにスパイの疑いをかけて、監視下に置き、動静を探り、周到に検挙、弾圧の準備をしていたのである。

(7) 戦争をする国家権力がつくりあげた「スパイ冤罪事件」

1941年(昭和16年)12月8日の対米英開戦と同時に、軍機保護法違反(軍事機密の探知とその漏洩〔漏洩〕)の容疑で、特高警察により逮捕状なしで北大関係者7人が検挙され、厳罰に処せられた「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」。それは防諜すなわちスパイ防止・取り締まりを名目に、国民監視・統制を強固にするための、見せしめとして捏造された冤罪事件だった。

◆特高警察は北大関係者をスパイ容疑者にリストアップ

特高警察の元締め、内務省警保局の外事課の内部文書『外事警察概況』に、「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し、綿密なる内偵を遂げ」と書かれていたように、特高警察は以前から「敵性外国人」であるアメリカ人のレーン夫妻、夫妻と交流のある日本人たちを警戒、監視して、密かに動静を探り、スパイ容疑者にリストアップしていたのである。そのブラックリストにもとづいて一斉検挙に踏み切ったのだった。このように政府当局・公権力が敵視する外国人と交流のある日本人グループにスパイの疑いをかけ、ブラックリストを作って監視下に置き、内偵を重ねて検挙し、「スパイ冤罪事件」がつくりだされる恐ろしさは、けっして過去の話ではない。「スパイ防止関連法制」として「外国代理人登録法」が制定されたら、同様の筋書きで事が運ばれかねないのである。

一斉検挙された北大関係者7人の容疑は、軍機保護法違反の軍事機密の探知とその漏洩(漏洩)だった。しかし、懲役15年や懲役12年を科された宮澤氏とレーン夫妻のケースを見ても、「軍事機密というにはあまりに些末な『事実』が重罪の原因にされたのです。宮澤弘幸の裁判の判決から例示すると、次のようになります」と指摘するのは、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」事務局の大住広人さん(毎日新聞編集0B、88歳)だ。大住さんは同会発行の冊子『「スパイ防止法」を許すな!「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を繰り返させてはならない』をはじめ『引き裂かれた青春——戦争と国家秘密』など、同会が作成した書籍や冊子の執筆・編集・監修を担当している。

◆些末な見聞がスパイ行為とされた

前出の冊子によると、宮澤氏がレーン夫妻に話した見聞は下記の通り。いずれも軍事機密の探知・漏洩とはいえないものばかりだ。「1. 旅行中に車窓から見た根室・海軍飛行場の外観。2. 課外の労働実習で見聞した樺太・大泊での港湾油槽の築造外観。3. 樺太旅行中に見た上敷香・海軍飛行場の外観。4. その近辺で見聞した工事中の電気通信所、高射砲装備の防空灯台の外観。5. 見学便乗した灯台巡視船で見聞した宗谷岬灯台付設の海軍信号施設の外観。6. 同じく千島列島の海軍砲台の存在。7. 同じく海軍・松輪島飛行場の存在。8. 同じく占守島の陸軍駐屯と軍施設の存在」「いずれも外観を見聞したものに過ぎません。すべて事実上公開されていたものであり、地元の間人や少し関心を持つ者にはよく知られた存在です。海軍の根室飛行場に至っては、以前、アメリカ大使館付海軍武官による見学要請を公式に受け入れてさえいます。レーン夫妻の場合はこれらを自ら見聞したわけではなく、宮澤から話を聞いただけです。渡邊、丸山、黒岩の場合も宮澤と同様です。どれも国家・軍を害するような軍事機密の探知・漏洩とはいえない些末な事実なのです」

しかし、宮澤氏やレーン夫妻らが容疑を否認したにもかかわらず、裁判では厳しい判決が下された。宮澤弘幸 懲役15年 ハロルド・レーン 懲役15年 ポーリン・レーン 懲役12年 渡邊勝平 懲役2年 丸山護 懲役2年 黒岩喜久雄 懲役2年・執行猶予5年 石上茂子(シゲ) 嫌疑なしで勾留100日を超えたのち釈放「初めに検挙ありきで、容疑をとってつけた国家権力によるスパイ冤罪事件にほかなりません」と、大住さんは説き明かす。



(左) 東京都新宿区の常圓寺、宮澤弘幸氏の墓にあたる供養塔（2025年12月8日撮影）

(右) 宮澤弘幸氏の墓所、常圓寺の供養塔に刻まれたその名前（2025年12月8日撮影）

(8) 国家権力が「スパイ冤罪事件」を捏造した歴史

アジア・太平洋戦争中の「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」。1941年12月8日の対米英開戦と同時に、軍事機密の探知・漏洩の軍機保護法違反というスパイ行為の容疑で特高警察に捕らえられた、北海道帝国大学学生の宮澤弘幸氏とアメリカ人で同大予科英語教師のハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻は、軍事機密とはいえない些末な見聞の事実を、特高警察によってスパイ行為に仕立て上げられ、非公開の裁判により探知・漏洩の罪で懲役15年や12年の重刑に処せられた。「スパイ防止法」制定の動きが強まるいま、国家権力が「スパイ冤罪事件」を捏造した歴史を振り返る意味が一層重みを増している。

◆軍機保護法により罪におとしいられた北大関係者

昨年12月、「スパイ防止法」の制定を食い止めようと、市民団体「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」が発行した冊子、『「スパイ防止法」を許すな！「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を繰り返させてはならない』によると、特高警察に検挙された当時22歳だった宮澤弘幸氏は、取り調べで特高警察による拷問も受け、裁判で1943年5月27日、上告棄却により懲役15年の刑が確定した。そして、北海道・網走刑務所に収監され、1945年6月25日には宮城刑務所へ移監された。日本敗戦後の45年10月10日、「GHQ（連合国軍総司令部）の覚書（「政治的市民的及び宗教的自由制限の除去に関する覚書）」の指令により釈放されたが、過酷な獄中生活での衰弱に加えて腸結核に罹り、47年2月22日、27歳で死去した。レーン夫妻は1943年6月11日、懲役15年と12年の刑が上告棄却で確定し、「北海道内の刑務所に収監後、43年9月、（戦時の）日米交換船で母国アメリカへ送還」された。

渡邊勝平氏と丸山護氏は1942年12月19日と12月16日、「軍機保護法等違反、探知及び漏洩罪で懲役2年。控訴せず確定。北海道内の刑務所に収監されたと思われるが、以後の消息は不明」のままである。黒岩

喜久雄氏は1942年12月24日、「軍機保護法等違反、探知及び漏洩罪で懲役2年執行猶予5年。控訴せず確定。戦後は農業関連の仕事に就いたあと、教師となって郷里・長野県にもどり、高校教育に尽力」した。石上茂子氏は「検挙後、100日を超える勾留を経て1942年3月10日、嫌疑なしで釈放」された。

◆何が秘密なのかは軍が決め、法を悪用した国家権力

このように宮澤氏やレーン夫妻ら北大関係者を罪におとし入れて投獄し、宮澤氏を実質的な「獄死」といえる病死に追いやる元となった軍機保護法。それは1899年（明治32年）に制定された。

前出の冊子によると、もともとは「軍内部の規律に重きを置く概括的な法」だった。しかし、「戦争翼賛体制が進むにつれ改悪を重ね」て、特に盧溝橋事件を発端とする日中戦争さなかの1937年（昭和12年）8月の「改正」で、関係者が「新法」と呼ぶまでに各条文を改め、軍事機密の拡大、厳罰化を進めた。その要点は下記のとおりである。

1. 軍事機密の範囲を作戦、用兵等と限定するかにみせて、『其の他の軍事上秘密を要する事項』を付記することで無制限拡大を可能にした。
2. 軍事機密の指定権者を『陸海軍大臣が命令を以て定む』として、軍による専権化を明記した。
3. 国内要地に、軍の恣意による『秘匿地域』を設定して国民に当該地での行動制限を課した。
4. 過失、偶然による『機密』の見聞、未遂、扇動をも探知罪、漏洩罪の対象とした。
5. 最高刑を死刑にまで拡大した

「要するに何が秘密なのかは、軍が決めていたわけです。軍が白を黒と言えば黒になるように条文を仕込んだのですから、旧憲法下の臣民の権利から言っても到底容認できない内容が列挙されていました」と、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」事務局の大住広人さん（毎日新聞編集0B、88歳）は指摘する。

（9）スパイ冤罪事件は戦争への道と一体となっていた

国家権力が軍機保護法を用いて作りだした「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」は、戦争遂行のための国民監視・統制が狙いだった。「スパイ防止法」もかつての軍機保護法のように、軍事機密、国家秘密を増殖させ、監視社会化を加速させるだろう。ふたたびスパイ冤罪におとし入れられる被害者が生み出されかねない。

◆一斉検挙の狙いは国家権力への批判・抵抗を壊滅させること

軍機保護法の改正案は当時（日中戦争が起きた1937年）の帝国議会の審議でも問題となった。よって、法案を通したかった陸海軍側は、「軍事上の秘密」とは「尋常一様的手段では探知収集」できない「高度の秘密」であり、「不正手段を以てこれらの秘密を探知収集する者を処罰する」などと、限定的な運用をする旨の答弁をした。最終的に、次のような付帯決議がなされたうえで改正案は可決成立した。「本法に於いて保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当たりては、須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」「つまり、この法で保護する『軍事機密』の範囲を『高度』なものに限定し、探知の手段を『不正』なものに限定し、犯意の有無を明確にすること、を以て本法適用・加罰の要件としたわけです。当時の議会状況のなかでぎりぎりの歯止めをかけたといえます。しかし、軍・国家権力は法が成立したとたん、付帯決議も、議事録に残った限定答弁の数々もすべて無視し、警察も検察も、さらに裁判所までもが軍・治安権力に追従しま

した。その何よりの証拠が、『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』なのです」 そう指摘するのは、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」事務局の大住広人さん（毎日新聞編集 0B、88 歳）だ。

本連載（7）でも述べたように、宮澤氏がレーン夫妻に話した根室・海軍飛行場の外観などは、旅行中や課外実習中の単なる見聞に過ぎず、事実上公開されており、軍事機密とはいえない些末なものだ。前出の「付帯決議」にあるような、「不法な手段」によらなければ「探知収集」できない「高度の秘密」ではない。また、それらの「見聞」が仮に軍事機密だったとしても、宮澤氏とレーン夫妻が、「付帯決議」にあるような「軍事上の秘密なること」を知ったうえで罪を犯したと証明されたわけではない。「つまり、軍機保護法の成立の前提となった『付帯決議』に照らすならば、軍機保護法違反の犯罪となる要件（高度な機密、不正手段による入手、犯意の証明）をひとつも満たしていないのです。法を悪用した国家権力による冤罪事件にほかなりません」と、大住さんは批判する。

同会発行の冊子『「スパイ防止法」を許すな！「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を繰り返させてはならない』は、こう結論づける。「スパイ摘発は目くらましで、一斉検挙の本当の狙いは別次元にあった。おそらく身柄を拘束して非日常の空間に隔離し、長期にわたって理不尽に締め上げ、抵抗すれば拷問さえ加えて極限まで心身を痛めつけ、もって地域社会に恐怖と委縮をもたらし、国家権力への批判・抵抗を壊滅させることにあった」

◆「スパイ防止法」はもっともらしい仮面をつけて現れる

「国家秘密法制や治安立法など危ない法律は必ず、もっともらしい理由、名目をつけ、必要不可欠と見せかけて、法案が提出されます。しかし、それは仮面であって、弾圧の仕掛けは見えないように仕込んで成立が図られるのです」と、大住さんは注意をうながし、次のように警鐘を鳴らす。「『スパイ防止法』の場合も同じように仮面をつけて現れるでしょう。国家秘密法制や治安立法はどのような条文であれ、それを使う側（当局）だけで、いかようにも適用され、冤罪につながる危険性があります。軍機保護法の改正に伴う付帯決議も歯止めにはなりません。歯止めとなる事項は付帯決議などではなく、必ず条文に書き込まれなければ意味がないのです。『スパイ防止法』に秘められる政府の狙いを見抜かなければなりません」「『宮澤・レーン・スパイ冤罪事件』は、国家権力によるスパイ冤罪事件が戦争への道と一体となった生々しい史実です。『スパイ防止法』が制定されたら、もの言えぬ空気がつくられ、ふたたびスパイ冤罪におとしいられる被害者が出るおそれがあります。制定すべきではありません」

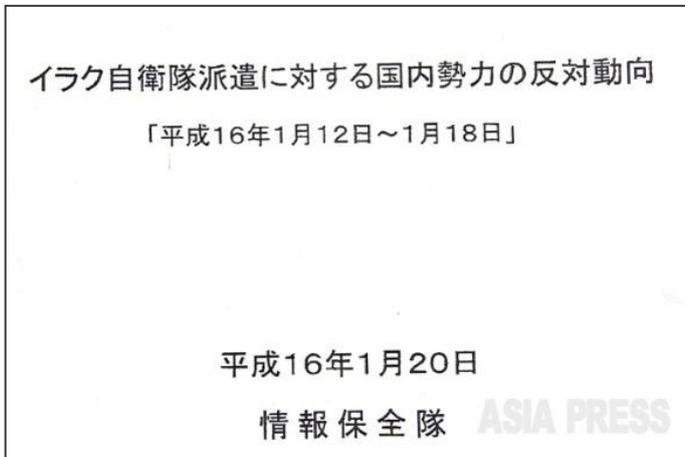
「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」と「宮澤・レーン事件を忘れない！北大・戦後世代をつなぐ 0B/0G の会」は、宮澤氏の命日である 2 月 22 日に、「顕彰追悼命日墓参」（2013 年から）を、宮澤氏らが不当弾圧された 12 月 8 日に、「不当弾圧抗議墓参」（2018 年から）を、宮澤氏の墓所である東京都新宿区の常圓寺で毎年おこなっている。

（10）自衛隊の情報保全隊による国民・市民監視活動の闇

「スパイ防止法」とその関連法制である「外国代理人登録法」には、戦争反対や政府批判の声を封じる狙いが秘められている。排外主義を煽り、国民監視体制を強めることにもつながってゆく。政府が進める国策に反対する国民・市民への監視は、以前からおこなわれていた。その典型的な事例が「自衛隊の情報保全隊による国民・市民監視活動」である。

◆内部文書「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」

2007年6月6日、自衛隊の情報保全隊による国民・市民監視の恐るべき実態が明らかになった。共産党の志位和夫委員長（当時）が記者会見で、同党が独自に入手した自衛隊の内部文書にもとづき、「自衛隊による違憲・違法の国民監視活動」と告発し、マスメディアで報じられた。



← 自衛隊の情報保全隊の内部文書「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」（平成16年1月20日付）

明らかにされた内部文書は二つで、当時の陸上自衛隊の防諜部隊である情報保全隊（現自衛隊情報保全隊）が2004年（平成16年）に作成したものだ。「情報資料について（通知）」と「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」である。文書の量はA4判で合計166ページあった。

前者は東北方面情報保全隊（現在は自衛隊情報保全隊の東北情報保全隊）が2004年1月7日～2月25日、青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島の前6県において監視・情報収集した記録（一部、03年12月の分も含む）である。後者は情報保全隊本部が03年11月24日～04年2月29日の、全国各地での監視・情報収集の記録をまとめたものだ。

いずれも自衛隊のイラク派遣に反対する国民・市民の活動、すなわち街頭宣伝、ビラ配布、署名集め、デモ、集会などを主な対象としている。「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」の冒頭には、監視・情報収集の趣旨として、こう書かれている。

「本件は、自衛隊イラク派遣に対する国内勢力の反対動向に関する全国規模のものを週間単位でまとめたものであり、今後の国内勢力の動向について分析の資とするものである」

◆自衛隊の防諜部隊としての情報保全隊

情報保全隊は自衛隊の内部情報の保全、すなわち外部への漏洩防止を本来の任務とする。2003年3月27日に発足した。前身の組織は調査隊という。全国を五つに分けた陸上自衛隊の各方面隊（北部、東北、東部、中部、西部）ごとに情報保全隊が配置され（北部方面は札幌、東北方面は仙台、東部方面は朝霞、中部方面は伊丹、西部方面は健軍の各駐屯地内）、本部は東京市ヶ谷の防衛庁（現防衛省）内に置かれた。隊員の数は07年当時で約900人。09年8月に改組され、防衛大臣直轄の自衛隊情報保全隊となった。

情報保全隊の本来の任務は、「陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令」（2003年3月24日付）で次のように定められた。

「情報保全隊は、陸上幕僚監部、陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに別に定めるところにより支援する施設等機関等の情報保全業務のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とする」

それを裏づけるように、調査隊を情報保全隊に改組するための「防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正法案」の国会審議においても、当時の中谷元防衛庁長官が、新設される情報保全隊の情報収集の業務の対象は、「あらかじめ防衛秘密を取り扱う者として指定をした関係者のみに限定する」と答弁している（2002年4月4日、衆議院安全保障委員会）。

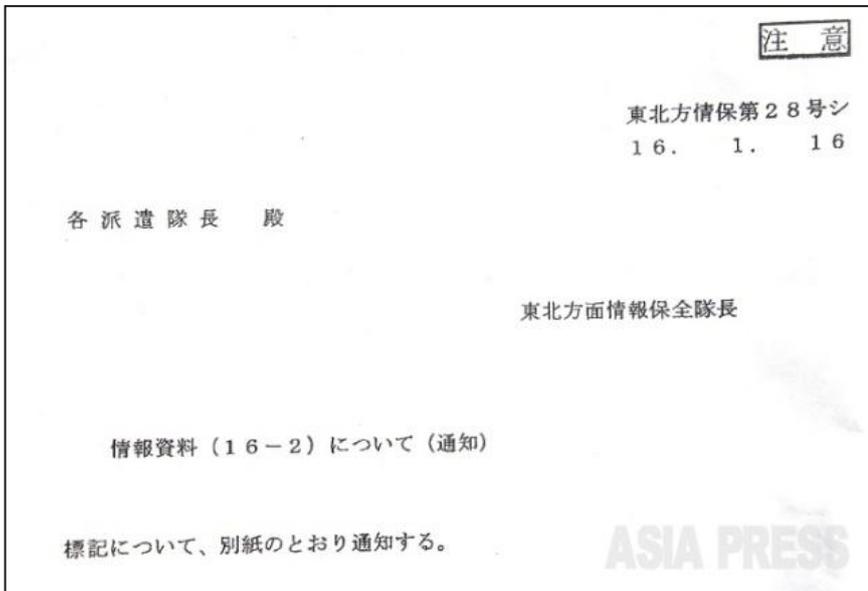
このように情報保全隊はあくまでも自衛隊の内部情報の保全が本来の任務であり、その限りで必要な資料・情報を収集できるのだ。自衛隊の内部情報の保全と関係のない国民・市民の活動を、監視・情報収集の対象にしていいはずがない。ところが、情報保全隊はそれを全国各地で密かにおこなっていたのである。

なお、中谷防衛庁長官（当時）は前出の答弁を補足して、自衛隊部隊の保全のため情報保全隊がおこなう業務を、次のように例示している（同前）。

「自衛隊に対して不当に秘密を探知しようとする行動、基地・施設等に対する襲撃、自衛隊の業務に対する妨害、職員を不法な目的に利用するための行動等、このような外部からの働きかけなどから部隊の秘密、規律、施設等を防護するために必要な資料及び情報を収集、整理し、所要の部隊に配布をする」

◆街頭宣伝・集会・デモなどの情報収集

しかし、自衛隊イラク派遣に反対する街頭宣伝、ビラ配布、署名集め、デモ、集会、申し入れなどの活動のどこが、自衛隊に対する不当な秘密の探知や基地・施設などへの襲撃、自衛隊の業務の妨害、職員の不法な目的への利用にあたるというのだろうか。国民・市民に対する監視・情報収集は、情報保全隊の本来の任務から大きく逸脱している。



← 自衛隊の情報保全隊の内部文書「情報資料について（通知）」（平成16年1月16日付）

たとえば前出の「情報資料について（通知）」の2004年（平成16年）1月7日～1月14日の記録の冒頭には、「本週間（16. 1. 7～1. 14）、国内勢力による取組が26件（青森県13件、岩手県4件、秋田県3件、宮城県・山形県・福

島県各2件）認められた」とあり、「発生日月日、発生場所、件名、関係団体、関係者、内容、勢力等」という項目を設けた詳しい一覧表を載せている。たとえば次のような記載がある。

「16. 1. 7 青森市 『自衛隊イラク派兵反対』街宣・署名活動（P系） 有事法制反対東青連絡会（P系）事務局（青森県労連東青地区労連） 同団体の2名は1月7日 1735〔17時35分〕～1758〔17時58分〕の間、青森市内で自衛隊のイラク派遣に反対する街宣、署名及びビラ配布を実施 『許すなイラク派兵 憲法違反の有事法制発動反対』のノボリ、配布ビラに『自衛隊を戦場に送るな』の記載 P」

「16.1.8 山形市 事前情報に基づくイラクへの自衛隊派兵反対昼デモ結果について

有事法制を許さない山形県連絡会（P系）〔*関係者氏名の記載あり〕 同団体は1月8日 1220～1235の間、50名を集め、山形市内で自衛隊のイラクへの派遣に反対するデモを実施 デモコース：山形市役所前～山形銀行右折～済生館病院～七日町商店街振興組合左折～A Z七日町～大沼デパート前～山形市役所前流れ解散 『イラクへの自衛隊派兵反対』、『イラクへの自衛隊派兵計画を直ちに中止しろ』等のシュプレ P」

「16.1.11 柴田郡大河原町 船岡駐屯地周辺自治体の成人式における対象勢力の活動状況 新日本婦人の会大河原支部（P系）〔*関係者氏名の記載あり〕（P町議） 同団体の3名は1月11日 0915～1000の間、柴田郡大河原町内で実施された成人式会場で憲法前文および第9条が記載されたビラ配布を実施 配布した町議による『今、自衛隊がイラクに憲法違反の海外派兵をしています。成人した人は憲法を良く読んで勉強する必要がある』との発言 P」

一覧表の記録のほとんどは、このように自衛隊イラク派遣反対の街頭宣伝・ビラ配布、デモ、集会、成人式会場でのビラ配布、自衛隊駐屯地への抗議・申し入れ行動などに関するものだ。

「P」とは情報保全隊が共産党に対して付けた暗号である。「P系」は共産党系の団体、「P町議」は共産党所属の町会議員を指す。なお「S」は社民党、「GL」は民主党と連合、「NL」は新左翼、「CV」は市民運動といった各種の暗号を用いている。

一連の記録には、団体名、開始時刻と終了時刻、参加者数、街頭宣伝や集会での発言とビラの内容、デモのコースと横断幕やプラカードやシュプレヒコールの内容、関係者（主催団体の代表など）の個人名といった詳細な情報が含まれている。情報保全隊員が私服姿で正体を隠し、それぞれの活動の場にまぎれこんで監視・情報収集をしたとみられる。密かに録音などもしていたのではないか。一種のスパイ行為ともいえる。

（11）個人を特定し「ブラックリスト」まで作った自衛隊情報保全隊

自衛隊の内部文書から明らかになった、自衛隊の情報保全隊すなわち防諜部隊による国民・市民監視活動の実態は、もしも「スパイ防止法」が制定されたら政府による国民監視体制が一層強まることを予期させるものだ。

◆全国各地での監視・情報収集の記録

陸上自衛隊の東北方面情報保全隊（現在は自衛隊情報保全隊の東北情報保全隊）が2004年1月7日～2月25日、青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島の東北6県において監視・情報収集した記録文書「情報資料について（通知）」（一部、03年12月の分も含む）のなかに、監視対象として「事前情報に基づくイラクへの自衛隊派兵反対昼デモ」と記されていた。

この「事前情報」とは何を指すのか。同文書には、「国内勢力の今後の取組予定」という項目があり、「集会・デモ」の名称、主催団体、日時、場所、参加人員の記載がある。「参加人員」の欄には「約200名（申請）」と記されたケースもある。

おそらく主催団体がデモのために警察に申請した道路使用許可申請書の記載情報を、「事前情報」として公安警察などから得ていたのだろう。自衛隊と警察の連携がうかがえる。そして記録の総括として、次のように書かれている。なお「P系」とは共産党系の団体を表す暗号である。

「これらの取組のほとんどは、自衛隊のイラク派遣に反対する宣伝活動であり、青森、岩手、宮城、及び福島各県内では成人式の場に絡めた主に新成人者の獲得を企図したものと思われるP系の宣伝活動が認められた」

「これらの活動は、イラクへの自衛隊派遣基本計画決定以降、空自先遣隊派遣に伴い、継続的にその活動を活発化させているものと思われる」

このような一覧表の記録が、全国5方面の各情報保全隊から東京の情報保全隊本部に定期的に送られて、2003年11月24日～04年2月29日の、全国各地での監視・情報収集の記録「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」にまとめられたのである。

◆個人も特定する監視・情報収集の不気味さ

この文書では1週間ごとに、全国での自衛隊イラク派遣反対の活動について、「方面、区分、名称・主催団体、行動形態、年月日、時間、場所、動員数、行動の概要」という項目を設けた詳細な一覧表が作成されている。監視・情報収集は全国約41都道府県でおこなわれた。その分布図も添えられている。

監視・情報収集の対象とされた団体は289団体で、記録中に氏名が記されている個人は212人にも及ぶ(『週刊金曜日』編集部「市民と憲法を敵に回した自衛隊」／『週刊金曜日』2007年6月15日号 金曜日)。

「関連写真」として、街頭宣伝、デモ、申し入れ行動を隠し撮りした写真も20枚ほど添付されている。なかには特定の人物の顔を○で囲った写真も含まれている。それぞれの活動の中心人物などを特定してマークするためであろう。監視・情報収集の不気味さが伝わってくる。



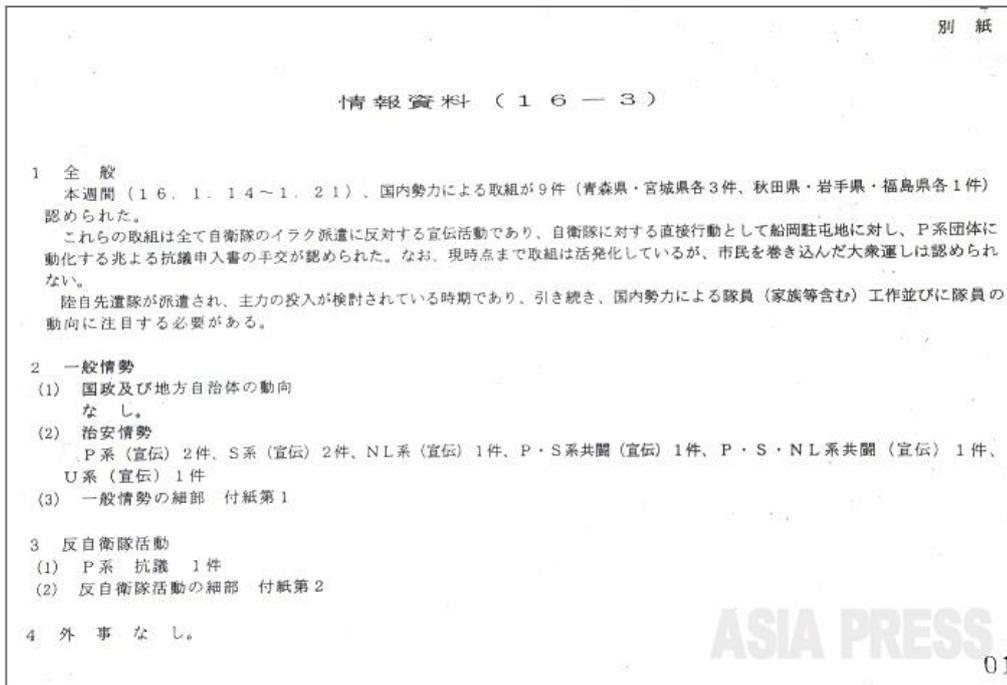
← 自衛隊の情報保全隊の内部文書「イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向」(平成16年1月20日付)中の「動向状況」分布図

2004年1月12日～1月18日の週間一覧表には、計86件の記録が載せられ、総括にあたる「国内勢力の動向に関するコメント・全般」には、こう書かれている。

「1. 16(金)、防衛庁における陸自先遣隊の編成完結式、隊員・装備の出国及び17日(土)のクウェート到着という自衛隊イラク派遣における陸上自衛隊の具体的な動きが始まった。派遣自体が本格的に始まった今週は、先週と比べ、総数的に再び急激に増加するとともに、内容的にも、大規模人員を動員した集会・デモ、自衛隊イラク派遣に関連する駐屯地及び基地に対する抗議行動が、中方〔中部方面〕筆頭に各地で行われた」

情報保全隊は全国各地でくまなく、自衛隊イラク派遣に反対する活動に目を光らせていたのである。

◆住民敵視の「ブラックリスト」づくり



← 自衛隊の情報保全隊の内部文書「情報資料について（通知）」（平成16年1月16日付）中の「情報資料（16-3）」

前出の「情報資料について（通知）」の一覧表をさらに見ていくと、自衛隊イラク派遣反対と無関係の活動に関する監視・情報収集の記録も載っている。たとえば次のとおりだ。

「1. 9 青森市 『医療費負担増の凍結・見直し』街宣 青森保生協（P系：全日本民医連） 同団体は1月9日1215～1250〔12時15分～12時50分〕の間、同労組員16名で『医療費負担増の凍結・見直し』の街宣・署名活動及びOG配布を実施」

「1. 9 青森市 『04 国民春闘』街宣 県労連（P系） 同団体は1月9日1215～1250の間、6名を集め、青森市内で『04 国民春闘』と題する街宣を実施」

いったい情報保全隊はなぜこのような活動までも監視・情報収集の対象としていたのか。おそらく政府の諸政策に日頃から批判的な政党、労働組合、市民団体などは、自衛隊の方針にも批判的だと見なして、警戒の対象と位置づけているのだろう。

さらに、「情報資料について（通知）」には「反自衛隊活動」という項目の記録も含まれている。「自衛隊の国民監視差止訴訟」（後述）の原告と弁護団による「準備書面——陸上自衛隊情報保全隊の国民監視の実態」2008年10月20日付によると、情報保全隊は「国民・住民の自衛隊に対する苦情申し入れを『反自衛隊活動（反自活動）』と位置づけ、苦情を申し入れた国民・住民の特定（割り出し）等の調査活動」までも実施しているのである。たとえば次のような内容である。

2003年12月22日、16時15分頃、宮城県の王城寺原演習場管理隊に、「射撃で家が振動する。射撃を中止してもらいたい」などの射撃騒音に対する苦情電話があった。情報保全隊はそれを「反自活動」と位置づけ、苦情電話した者を特定する調査をした。その結果、「住宅地図等で申告した住所を確認したが該当の姓はなし」と記録されている。

2003年12月25日、10時20分頃、宮城県の大和駐屯地司令職務室に、「射撃騒音苦情及びテレビ受信料減免運動をほのめかす電話」があった。やはり「反自活動」と位置づけ、相手を特定する調査がなされた。「住宅地図等で申告した住所を確認した結果、4件の該当する姓を確認したが、住所の細部が不明のため特定には至らず」と記録されている。

2004年1月22日、9時30分、宮城県の霞目駐屯地当直司令に対し、ヘリコプター騒音への苦情電話があったことを「反自活動」と位置づけ、発信者の男性の「氏名・住所・勤務先を特定して」記録した。

実に不気味な監視・情報収集の記録ではないだろうか。この一覧表には、苦情電話をした住民の氏名と住所が記されている。射撃訓練やヘリコプターの騒音に悩まされる住民が、もうがまんできないと、苦情の電話をかけてきたら、それを「反自衛隊活動」と決めつけ、氏名・住所・勤務先を探り、どこの誰だかを特定しているのだ。

まさに住民敵視の「ブラックリスト」づくりとしか言いようがない。自宅や勤務先を探られた本人が事実を知れば、背筋が寒くなるにちがいない。

本連載（7）で、1941年12月8日の対米英開戦に合わせて特高警察が全国各地で、軍機保護法違反のスパイ容疑で100人以上を一斉検挙したことにふれた。特高警察は検挙のために、事前の監視・内偵にもとづき「外諜容疑者名簿」（外国スパイ容疑者名簿）すなわち「ブラックリスト」を密かに作成していた。

この「外諜容疑者名簿」と自衛隊の情報保全隊の住民敵視の「ブラックリスト」が、暗い底流で結ばれているように思えるのは、考えすぎだろうか。

（12） 国家機関の国民・市民に対する監視・情報収集に 「No」の声を上げた裁判

「自衛隊の情報保全隊の国民・市民に対する監視・情報収集は違法・違憲」と訴える裁判が、2007年に起こされた。「自衛隊の国民監視差止訴訟」である。原告の市民らは、自由にものが言えない社会にさせないために声を上げた。

◆「自衛隊の国民監視差止訴訟」原告の訴え

それは2007年10月5日、国（政府）を相手取って、情報保全隊の監視活動の差し止めと損害賠償（国家賠償請求、原告1人あたり100万円）を求め、仙台地裁に提訴された（第1陣）。原告は第6陣まで合わせて総勢107人。東北6県在住で、情報保全隊による監視・情報収集の記録に実名が記されたり、監視・情報収集の対象となった団体の集会やデモなどに参加したりした人たちである。

「訴状」によると、原告たちは、情報保全隊の監視行為により、人格権、プライバシーの権利、知る権利、言論・表現の自由、集会結社の自由、思想良心の自由、平和的生存権を侵害され、いちじるしい精神的苦痛をこうむったと、次のように訴えた。

「わが国では、戦時下において、軍隊内の『憲兵組織』が強大化し思想弾圧など国民生活全体を監視するようになった悪しき歴史を有している。今回の自衛隊の国民監視活動はこのような『憲兵』による国民監視の復活さえ危惧させるものである」

「戦前の特高、憲兵等による言論・思想弾圧を体験した原告らにとっては、『戦争』と『言論・思想弾圧』は表裏の一体関係にあることは肌身に染みて体感してきただけに、なおのこと、その見えざる監視活動や情報収集活動からの恐怖と苦痛は計り知れないものがある」

監視・情報収集の対象とされた原告たちが感じた不安、精神的苦痛、憤りは、「意見陳述書」のなかで、次のように語られている（『権力の闇に憲法の光をあてた9年』自衛隊の国民監視差止訴訟原告団・弁護団、自衛隊の国民監視差止訴訟を支援するみやぎの会編・発行 2017年）。

「私は実名で監視されていました。巡回宣伝は追跡して監視され、参加人数や街宣内容が記録され、写真も隠し撮りされ、腹立たしさとともに本当に“こわい”と思いました」

「私が、自衛隊の監視の対象になっていると知ったのは、北秋田市のホテルにかかってきた電話からでした。その日は、核兵器廃絶国民平和行進の県内行進中でしたが、驚きとともに、今もよみがえる不気味さは忘れられません。ホテルのロビーにいる人や従業員の中に、ひそかに私を監視している人がいるのではないかと不安で落ち着きませんでした。こうした不安は、突然に、今でも、私を襲い、周りの人間を不信の目で見てしまうことがあります」

「『イラク戦争反対』や『イラク派兵反対』と意思表示する行動や人間が、自衛隊情報保全隊・国の監視対象になっているのは、多様な意見を封じることではないかと民主主義の危機を感じました。情報保全隊の誰かに監視されているかもしれないということで私が感じた恐怖は、意見表明を萎縮させることにつながります」

このような不安、恐怖、圧迫感は、自衛隊という国家機関による監視の対象とされた当事者でなければわからないものだろう。もしも同じような立場に置かれたら、やはり多くの人は萎縮の念にとらわれ、さらなる「反対」の「意思表示、意見表明」をためらってしまうのではないだろうか。

◆プライバシー侵害の情報収集は違法の判決

裁判で原告側は人格権、プライバシー、言論・表現の自由などが侵害されたことに加え、情報保全隊の監視・情報収集は自衛隊法などにも法的根拠がなく、行政機関保有個人情報保護法にも違反する違憲・違法な行為だと主張した。

一方、国側は「プライバシーの概念自体が不明確で、憲法で保障された権利と言い難い。情報保全隊の活動は国民の権利を侵害しない範囲で実施されている上、情報収集も必要な範囲内で、個人情報保護法の趣旨を逸脱していない」と反論した（『河北新報』2008年3月6日朝刊）。

2012年3月26日、仙台地裁は原告107名のうち5名（地方議員4名、住民1名）について、自衛隊の「情報収集は人格権を侵害し、違法」と認め、国に計30万円の損害賠償を命じる判決を言い渡した。差し止めの訴えは却下した（『河北新報』2012年3月27日朝刊）。

判決は、5名については「活動状況にとどまらず、氏名や職業、政党など思想信条に直結する個人情報を収集し、自己の個人情報をコントロールする権利を侵害した」と指摘したうえで、「情報収集の目的や必要性について、国側から具体的な主張はなく、情報収集は違法とみるほかない」と判断した。他の原告102名については、「文書に個人情報の記載がなく、情報保全隊が個人情報を収集したとは認められない」として賠償請求を退けた（同前）。

差し止めの訴えに関しては、「差し止めを求める『表現活動の監視による情報収集等』が明確な用語ではないなど、対象が特定されておらず、不適法」と判断した（同前）。

原告側は、「自己の個人情報をコントロールする権利を人格権に位置づけた画期的な判決」と評価する一方、「監視は人権侵害で違憲・違法と宣言すべきだった。差し止めの訴えを却下したことは一貫性を欠く」などとして、控訴する方針を示した（同前）。

原告側は最高裁に上告したが、国側は上告を断念した。高裁判決の確定を受けて原告側は記者会見で、「自衛隊が違法行為を認めたものであり、国民の基本的人権の擁護につながる重要な成果だ」、「安全保障関連法や特定秘密保護法の成立で、日本が戦争に向かって進んでいく道に防波堤をつくった」と、判決確定を評価した（『河北新報』2016年2月18日朝刊）。

その後、最高裁は2016年10月26日、上告を棄却した。原告団長で仙台市在住の写真家、後藤東陽氏（当時91歳）は、「最高裁は戦争に向かおうとする政府を抑制しなければならない立場なのに、政治に引きずられた判断が出たのは残念だ。法の番人としての役割を捨てたと言わざるを得ない」と批判した（『河北新報』2016年10月29日朝刊）。

自衛隊の情報保全隊のような国家機関の国民・市民に対する監視・情報収集は、個々人の「意思表示、意見表明」を萎縮させ、プライバシー、言論・表現の自由、集会・結社の自由などを侵害する。基本的人権であるこれらの自由は、民主主義社会の基礎にあたる。

その基礎を、監視・情報収集の活動は確実に蝕む。このような国家による監視・情報収集を許してしまえば、萎縮の空気がひろがって、自由にものが言えない社会になってしまいかねない。

（13）「スパイ防止法」の先にはふたたび戦争への道が待ち受ける

本連載で述べてきた、特高警察による「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」や「自衛隊の情報保全隊による国民・市民監視活動」からは、国家機関が目をつけた人びとを監視し、密かに情報収集をする不気味さ、それが冤罪事件、プライバシー侵害、表現の自由の侵害、国策に関する意見表明の萎縮などをもたらし、国民監視・統制の強化ともいえる社会に通じる危険が浮き彫りになった。

◆もの言えぬ社会に向かう危険はますます強まる。

「スパイ防止法」と、その関連法制である「外国代理人登録法」などが制定されたら、もの言えぬ社会に向かう危険はますます強まる。その先には、ふたたび戦争への道が待ち受ける。いま一度、日本社会に迫る暗雲を見つめて、事態の悪化を食い止めるべき時だ。衆議院が解散された今年1月23日、衆議院第1議員会館で開かれた「1・23 大義なき解散許すな！戦争する国反対！国家情報局・スパイ防止法反対！国会開会日行動」の集会で、日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）議長・新聞労連委員長の西村誠さん（共同通信労組出身）は、「スパイ防止法」が排外主義を加速させ、戦争につながる危険性について、こう注意を喚起した。

「スパイ防止法が報道の自由、市民の知る権利を阻害するのは言うまでもないですが、監視・密告社会の再現、そして今でさえはびこる排外主義を深刻化させる恐れも強いと考えます。ともに社会をつくっている隣の外国籍の方を『スパイだ』と密告する社会に、私たちは住みたくありません」「過去にメディアが深く戦争に加担した反省の上に立ち、MICや新聞労連は『二度と戦争のためにペンを取らない、カメラを取らない、輪転機を回さない』との誓いを立てて活動してきました。高市首相の言う普通の国が「戦争がいつでもできる国」であるならば、そんな国は『ノーだ』と叫びます。私たちジャーナリズムに携わる者は、この誓いをお題目にせず、血の通った言葉として胸に刻み、戦争につながる全てのことに対して、批判し、指摘し、警鐘を鳴らし続けなければなりません」

◆「スパイ防止法」が戦争体制の構築と結びつく

また昨年12月16日、参議院議員会館で開かれた「第3回スパイ防止法を考える市民と超党派の議員の勉強会」で、国家秘密法制の問題に詳しい海渡雄一弁護士（秘密保護法対策弁護士共同代表）も、講演「戦争の

危機の深まりの中で、スパイ防止法は戦争反対の声を封ずる凶器となる」のなかで、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」にもふれながら、次のように「スパイ防止法」が戦争体制の構築と結びつく危険性を指摘した。「戦争は軍備だけで遂行できるものではなく、国民の支持が必要です。そのためにも、戦争に反対する市民がいたら、これをすみやかに排除できるように、市民が相互に監視し、また国家が直接市民を監視できるシステム・仕組みが必要になってきます」

「戦前には、徴兵制度、スパイ防止を標榜するキャンペーン、隣組制度、憲兵・特高に対する密告などにより、戦争に対する疑問の声を上げることは不可能となっていました」「いま、顔認証機能付きの街頭監視カメラ、スマホの位置認証、マイナンバーカード、通信傍受対象犯罪の拡大、能動的サイバー防御制度の下でのネット情報の無差別の収集が進められ、市民監視の体制が整備されました」そして、「スパイ防止法には疑問があるが、反対の声を上げると、政府にマークされるのではないかと不安」という声も聞かれるほどだと述べたうえで、海渡弁護士はこう訴えた。「監視によって、人を黙らせるこのような動きが始まっています。これに対抗して、地域における、公安警察や自衛隊情報保全隊などの活動に対して、市民の側から調査し、その実態を明らかにしていくことが必要です。戦争体制づくりに地域から抗していくために、公安警察による市民運動に対する情報収集活動そのものが違法であると判示した、名古屋高裁の大垣署事件判決（2024年9月13日）を学びましょう」

◆「大垣警察市民監視違憲訴訟」の勝訴判決

自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース32号
2024年10月8日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<https://monoiujyuu-gakai.jimdofree.com/>
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

名古屋高裁画期的勝訴判決 確定！
警察による個人情報収集・保有は違法と断罪
「議事録」記載の情報の抹消を命じる
満額(各原告に110万円)の賠償を認める

9月13日、名古屋高裁で控訴審判決 に耳を傾けています。おかしなことはお

← 「大垣警察市民監視違憲訴訟」の原告・支援者らが結成した市民団体、「もの言う」自由を守る会「ニュース 32 号」の名古屋高裁勝訴判決を報じる表紙

大垣署事件とは「大垣警察市民監視事件」と呼ばれるものだ。岐阜県大垣市での中部電力子会社のシーテック社による巨大風力発電施設の建設計画に対し、地元住民が環境破壊や低周波による健康被害への懸念から勉強会を開いたところ、大垣署

は自ら監視・情報収集を始めた。岐阜県警大垣警察署警備課（公安警察）の警察官らは 2013 年～14 年に、勉強会を開いた反対派住民 2 人と、発電施設問題とは無関係の脱原発活動や平和運動に関わっていた大垣市民 2 人の氏名、学歴、職歴、病歴、市民運動歴などの個人情報を密かに収集してシーテック社に提供。計 4 回、大垣警察署で同社社員らと情報交換・意見交換を重ねていたのだ。この情報交換・意見交換は警察側から呼びかけたもので、警備課の警察官はシーテック社側に、風力発電施設反対の住民運動について、「大々的な市民運動へと展開すると御社（シーテック社）の事業も進まないことになりかね」ず、そうした展開は「大垣警察署としても回避したい行為」であるなどと述べた。一連の市民監視・情報収集の背景には、市民運動を危険視する公安警察の偏った組織的体質があるとみられる。その「市民監視」の事実が 2014 年 7 月 24 日、『朝日新聞』のスクープで明らかにされたことから、監視・情報収集の対象とされた前出の 4 人は、2016 年 12 月 21 日、岐阜県を相手取って、大垣警察の違法・違憲の情報収集によりプライバシー、個人情報をみだりに収集などされない自由と表現の自由、表現行為人格権を侵害され、精神的苦痛をこうむったとして、国家賠償請求訴訟を岐阜地裁に提訴した。18 年 1 月 29 日には、岐阜県と国（警察庁）に対し、警察が収集した個人情報の抹消を求める追加提訴もおこなった。「大垣警察市民監視違憲訴訟」と呼ばれる。

2022年2月21日の地裁判決は、警察から企業への個人情報の提供はプライバシー侵害で違法だとして、原告1人あたり55万円の賠償を命じた。しかし、警察による情報収集の違法性は認めず、個人情報の抹消の請求も退けた。原告側は名古屋高裁に控訴した。2024年9月13日の高裁判決は、警察による情報収集と情報提供の違法性を認め、原告1人あたり110万円の賠償を命じた。個人情報の抹消の請求も認め、岐阜県に情報の抹消を命じた。初めて裁判所が公安警察による個人情報の収集活動を違法と判断した、画期的な原告勝訴判決だった。その後、同年10月2日に岐阜県は上告を断念し、名古屋高裁判決は確定した。

◆公安警察の市民監視と情報収集は違法の判決

この判決は、人格権の根拠となる憲法13条（幸福追求権）が「個人情報をみだりに収集・保有されない自由も保障」しており、「原告らの活動は平和的だった」として、警察の情報収集は「集会や結社、表現の自由などを保障した憲法21条にも反する」と判断し、その違法性も認めた（『朝日新聞』2024年9月14日朝刊）。さらに判決は警察による恣意的な情報収集活動について、「法律の規制もなく、監督する第三者機関もないと言及した」うえで、「警察内部の自浄作用が全く機能していない」と断じた。情報の抹消については、「今後提供される恐れがある」として、抹消を県に命じた（同前）。

原告の一人である大垣市の住職松島勢至さん（72）は、「地域の問題について意見をいう、当たり前のことが、警察から危険視される世の中ではいけない。命を守る運動がやっと認められた。うれしい」と語った（同前）。海渡弁護士は前出の講演のなかで、この名古屋高裁判決を「警察の情報収集活動がもたらす具体的な弊害を指摘」し、「憲法上的人格権としてのプライバシーを深く分析した画期的な判決」と評価している。「スパイ防止法」＝「国民・市民監視法」の暗雲が日本社会に迫るなか、公安警察の国民・市民に対する監視・情報収集の違法性と違憲性を認めたこの判決の意味が、さらに重みを増している。

（14）「スパイ防止法」と市民監視強化の動きを食い止めるために

「スパイ防止関連法制」によって国民・市民に対する監視・情報収集体制が強化されたら、自由にももの言えない萎縮の空気が広がり、排外主義と社会的排除がはびこり、「スパイ冤罪事件」が引き起こされるおそれもある。高市政権は「スパイ防止関連法制」の法案づくりに取りかかろうとしている。法案の仮面の下、「スパイ防止」に名を借りた監視・統制の狙いを見抜かなければならない。

◆「もの言う」自由を守りたいとの呼びかけ

本連載（13）で述べた「大垣警察市民監視違憲訴訟」の原告・支援者らが結成した市民団体「『もの言う』自由を守る会」（岐阜県大垣市）は、「スパイ防止法」の制定に反対している。昨年9月13日の同会9周年総会の決議「市民監視強化の『スパイ防止法』制定に反対する 一名古屋高裁判決を活かし広げよう」は、次のように「スパイ防止法」への危機感を表した。「今、自民党右派議員と一部野党が『スパイ防止法』の制定を声高に求めている。『スパイ防止法案』がどのようなものになるのかは現時点で明らかではないが、市民監視を強化し、人々の内心をも縛る大変危険なものとなるであろう」「日本国憲法は『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し』て定められた。憲法の平和主義を守るためには、表現の自由（21条1項）や内心の自由（19条）等の精神的自由が公権力によって侵害されることを許してはならない」そして、公安警察による個人情報の収集活動と企業への情報提供を違法・違憲と判断した、「大垣警察市民監視違憲訴訟」の名古屋高裁判決（2024年9月13日）を、「スパイ防止法」に反対し、市民監視強化の動きを食い止めるために活かし、広めようと呼びかけている。

同会はこれまでも違憲訴訟の裁判を進める過程で、こう訴えていた。「知らないうちに、どこで、どんな情報が、どんな方法で、どう利用されているかわからない。それが何の法的な根拠もなく、警察の恣意的判断

で行われているようでは、私たち市民は安心して『ものを言う』ことはできません」「『ものを言う』自由を守ることが、戦争する国づくりや個人の基本的な人権を制限するような社会への傾斜を食い止めることにつながります」

◆公権力による市民監視・情報収集がもたらす弊害

前出の「『ものを言う』自由を守る会」の決議は、「大垣警察市民監視違憲訴訟」の名古屋高裁判決が、公権力による市民監視・情報収集がいかに弊害をもたらすかについて、基本的な問題点を次のように指摘したとして、判決文から引用している。【萎縮効果】「私人が発信した自己の情報を公権力が広く収集し、分析しているとすると、私人が自ら情報発信すること自体を躊躇する可能性があるし、情報発信する内容についても、公権力がこれを収集していることを前提とした内容にしてしまう可能性があるのであって、……私人が自らの行動に対する心理的抑制が働き、少なくとも自由な情報発信に対する事実上の制約が生じることは明らかであって、憲法で保障された表現の自由（21条1項）や内心の自由（19条）に対する間接的な制約になる」（判決本文P48）【人間関係分断】「公権力が、ある者の個人情報収集しているということは、その者と接触する者の個人情報や、その者が所属する団体ないしグループ等の情報も公権力によって収集されることになるから、そのような者との交友を避けたり、そのような者がグループ等に入ることを嫌ったりすることが考えられるのであって、現実的な社会生活への影響を生じさせる」（P49）【虚像形成・冤罪】「公権力が、本人の知らないまま、特定の個人に関する個人情報を……多数収集してこれらを集積し、分析し、保有するなどすれば、当該個人の実際の人間像（人物像）とは異なる人間像がその中で形成され、これが独り歩きして、誤った個人情報に基づく措置等を行ってしまう可能性がある。……このような個人情報の収集及び保有等を警察組織が行った場合には……正確性を欠く情報……に基づき、監視の対象とされたり、犯罪捜査の対象として取り上げられたりして、誤認逮捕等の身柄拘束が生じる可能性も否定できない」（P49）公安警察や自衛隊情報保全隊など公権力による国民・市民監視と情報収集は、まさにこのような弊害をもたらす、憲法が保障する基本的な人権を侵害する。「スパイ防止関連法制」が制定され、国民・市民監視体制が強化されたら、弊害はより深まるだろう。

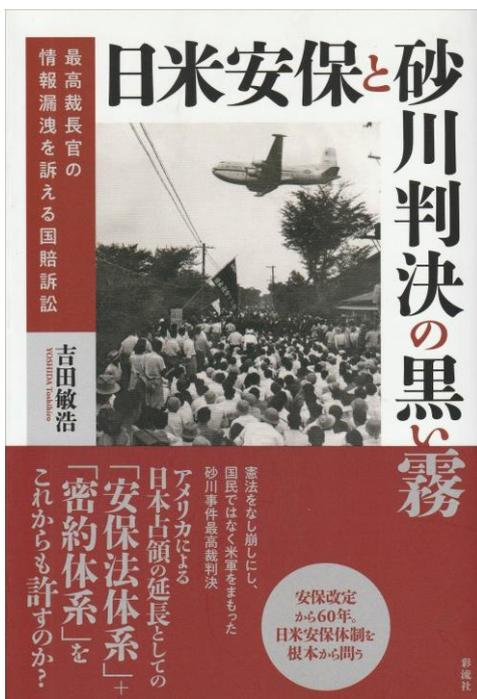
そして、これら三つの弊害は、かつて特高警察や憲兵が国民監視に目を光らせていた時代にも通じることだ。特高警察や憲兵は国内統制のために、目をつけた個人や団体を見せしめに検挙し、本人だけでなく家族・友人までも「非国民」視する空気をつくりだして人間関係を分断、人びとを委縮させ、「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」などの冤罪も生み出したのである。「大垣警察市民監視違憲訴訟」原告の一人である近藤ゆり子さん（76歳）は、裁判の原告陳述書で次のように強調していた。「この事件によって、市民が本人の同意もなく、監視され、情報を取られ、真実とは異なる人物像を作られて利活用されていることが明らかになった。しかし、その根拠も基準も中身も闇の中である。これでは人々は自由闊達に『ものを言う』ことができない、人と繋がり信頼を深めていけない。憲法が謳う個人の尊厳は守られない、自由が壊される」（『ものを言う』自由を守る会編『大垣警察市民監視事件』風媒社 2025年）

◆「スパイ防止関連法制」の仮面の下での狙いを見抜く

公安警察の市民監視・個人情報収集を、人格権としての「個人情報のみだりに収集・保有されない自由」（自己の個人情報をコントロールする権利）侵害、「集会・結社・表現の自由」侵害として、その違法性・違憲性を認めた「大垣警察市民監視違憲訴訟」の名古屋高裁判決。自衛隊の情報保全隊の市民監視と個人情報収集を、人格権侵害、自己の個人情報をコントロールする権利侵害として、その違法性・違憲性を認めた「自衛隊の国民監視差止訴訟」の仙台地裁判決と仙台高裁判決。これらの訴訟と判決は、「スパイ防止関連法制」に反対し、市民監視強化の動きを食い止めるための確かな足場として活かせるもので、広く知られてほしい。

たとえ将来「スパイ防止関連法制」が制定されたとしても、市民に対する監視と情報収集は違憲・違法であることは明らかなのである。必ずや違憲訴訟も起こされるだろう。

高市政権は「スパイ防止関連法制」の法案づくりに着手しようとしている。しかし、「スパイ防止」は表向きの理由であって、真の狙いは国家が国民・市民に対する監視・情報収集体制を築くための、いわば国家による対国民・市民スパイ活動のための制度づくりなのである。憲法が保障する基本的人権が、まさに脅かされている。このような危機的状況を踏まえて、ジャーナリストの職能団体「日本ジャーナリスト会議」(JCJ)事務局長の古川英一さんは、衆議院が解散された今年1月23日、衆議院第1議員会館で開かれた「1・23大義なき解散許すな！戦争する国反対！国家情報局・スパイ防止法反対！国会開会日行動」の集会で、次のように訴えた。「戦後80年が経ちましたが、いまSNSなどを通じて排外主義の空気も広がるなか、高市首相は『スパイ防止法』をつくって分断社会をもたらし、歴史の針を戻そうとしています。しかし、そうさせてはいけません。ジャーナリズムと市民が力を合わせて、その法案を出させないための声、取り組みを強めることが重要です」本連載の最後に、かつて特高警察が軍機保護法を用いて捏造した「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の史実を掘り起こしてきた、「北大生・宮澤弘幸『スパイ冤罪事件』の真相を広める会」事務局長の大住広人さん(毎日新聞編集OB、88歳)の、歴史の教訓を踏まえた警鐘の言葉を、いま一度、掲げておきたい。「国家秘密法制や治安立法など危ない法律は必ず、もっともらしい理由、名目をつけ、必要不可欠と見せかけて、法案が提出されます。しかし、それは仮面であって、弾圧の仕掛けは見えないように仕込んで成立が図られるのです。『スパイ防止法』の場合も同じように仮面をつけて現れるでしょう。そこに秘められる政府の狙いを見抜かなければなりません」(完)



吉田敏浩さんの著書(一部)

日米合同委員会の研究	2016年12月20日	～2017年JCJ賞受賞～
日米安保と砂川判決の黒い霧	2020年10月20日	
ルポ 軍事優先社会	2025年2月20日	



2.18 特別国会開会日行動=2026年2月18日 (福島清・撮影)



「沖縄の苦しみ」「平和憲法守れ」

東京新聞 2026年3月20日

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局

<https://miyazawa-lane.com/index.html>

福島 清 misuzuya@jcom.zaq.ne.jp